



令和8年度“社協会員加入”の ご協力をお願いします。



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に位置づけられた地域福祉活動を推進する民間団体です。各市町村に設置され高齢者福祉事業や障がい者福祉サービス事業・子育て支援事業などを実施します。また、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

また、社協は市民や事業所が会員となり会費を納めることで地域福祉活動を支える重要な役割を果たして、地域福祉に貢献することができます。

宜野湾市社会福祉協議会の理念

市民一人ひとりの個性や考えが尊重され幸せに暮らしていけるように、住民の皆さんが協力し、支え合いながら「人を支える喜び」「人に支えられる喜び」を住民自ら実感できるまちづくりを目指していけるように取り組んでいます。

社協の財源は

○県・市からの補助金、受託金による事業。
○会費・寄附金・共同募金配分金が自主財源となり、独自の事業費や運営費に充てています。

会費の金額と納入方法

戸 別	500円	区民を対象に、社協活動に賛同し協力者となる会員
		自治会長や班長の方を通じて納入します
特 別 団 体	5000円	企業・団体または個人で社協活動に賛同し協力する会員
		口座振込、社協職員又は推進員による納入
賛 助	500円	企業・団体の職員または個人で社協活動に賛同し協力する会員
		口座振込、社協職員による納入

【振込口座】

- ・沖 縄 銀 行 宜野湾支店(普) No 1105586
- ・琉 球 銀 行 宜野湾支店(普) No 109844
- ・沖縄海邦銀行 宜野湾支店(普) No 0306787
- ・沖縄県労働金庫 浦添支店(普) No 3449523

〒77) ギノワンシヤカイワシキワダ
口座名義: 福) 宜野湾市社会福祉協議会

加納 トミカミ シ
会長 富川 盛光



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

社協は、こんな福祉活動をしているよ。



地域・まちづくりに関する事業

- **ふれあい相談所**
生活や家族のこと、経済的な問題、福祉サービスなどさまざまな相談を受け付けています。
- **地域支え合い活動委員会**
委員のみなさんと地域福祉コーディネーターとで地域のいろいろな課題解決に取り組んでいます。
- **小地域ふれあい事業** 餅つき大会などを通じて世代間の交流をします。
- **福祉バスの貸出** 福祉施設団体へ貸出しています。(当会団体会員へ)



福祉バス



リフト付き
車両

高齢者・障がい者に関する事業

- **権利擁護支援センターうるる／日常生活自立支援事業**
福祉サービスの利用手続きや金銭管理を行っています。
- **ミニデイサービス事業** 各公民館で週1回実施しています。
- **見守り事業** 外出が困難な方の家を訪問し食事の提供などをします。
- **保健飲料給付事業** 一人暮らし高齢者を対象に保健飲料を提供しています。
- **手話、点訳養成講座** 手話や点訳の技術の習得をめざします。
- **福祉車両の貸出** 障がい者・高齢者の通院や買い物等に利用できます。



ミニデイサービスの風景



子どもに関する事業

- **新入学用品等準備支援助成事業** 新入学の子どもたちを対象に支援します。
- **こどもごはんサポート事業** 子どもたちへの食事支援
- **児童発達支援事業所「愛育園」の運営**



防災グッズの作成
(はごろもチャレンジ隊)



ボランティアに関する事業

- **福祉教育の実施(市内全小学校)** 各学校に出向いて福祉教育を実施します。
- **はごろもチャレンジ隊** 体験を通じて優しい心・思いやりの心を育みます。



啓蒙啓発事業、その他

- **社会福祉大会の開催** 市内の福祉活動とおして功績のある方々を表彰します。
- **福祉団体の支援** 市内の福祉団体や当事者団体等の事業を助成します。

お問い合わせ

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

〒901-2205 宜野湾市赤道2丁目7番1号

TEL:098-892-6525 FAX:098-892-0843



社協X



社協ホームページ